

# 農業者の「収入保険」・漁業者の「漁業共済」 加入者に保険料の一部を助成します。

浅口市では、コロナ禍での出荷減少や自然災害での価格の下落など、さまざまなリスクに備える、農業者の「収入保険」及び漁業者の「漁業共済」への加入を促進し、経営の安定化を図るため、保険料の一部を助成します。

## 一次産業経営安定対策保険加入促進事業補助金について

### ■対象者

浅口市在住の令和5年農業収入保険加入者及び令和5年漁業共済保険加入者  
(令和5年1月1日を保険期間に含む保険に加入する個人または法人)

### ■補助金額

対象保険に係る保険料（積立金を除く）及び事務手数料

※国、県その他支援機関等から他の補助金を受けた場合、補助金額から除く。

※収入保険等の契約締結後、補助金額が減額になった場合等は返還となります。

### ■申請手続きについて

岡山県農業共済組合并笠支所及び寄島町漁業協同組合にて、保険加入手続き後、浅口市産業振興課へ下記の必要書類をご提出ください。

- ・一次産業経営安定対策保険加入促進事業補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書
- ・収入保険等に加入したことを証明できる書類
- ・負担する保険料が確認できる書類
- ・振込先の預金通帳の写し

## 保険に関する問い合わせ先

岡山県農業共済組合并笠支所 (0866-83-2600)

寄島町漁業協同組合 (0865-54-2030)

## 補助金に関する問合せ先

浅口市産業建設部産業振興課課 (0865-44-9035)

## ●収入保険とは

農業経営収入保険制度は、農産物の品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする保険です。

農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体を補償対象とし、保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限として補てんします。

## ●加入できる方

青色申告の実績が1年分以上ある農業者（個人・法人）が対象です。（簡易な方式を含む）

※農業保険への加入については個人の場合は11月30日、法人の場合は事業年度開始日の1か月前までが期限となります。（新規加入者は特例により加入手続完了まで期限から1か月の猶予が設けられています。）